

(注) 申請部数 2部

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市農業委員会会長

<譲渡人>

住所 ××市××町3丁目3番33号
氏名 ○△花子
電話 0564-23-6△△△

<譲受人>

住所 ××市××町5丁目5番55号
氏名 □×太郎
電話 0564-23-6×××

事務所 岡崎市十王町2丁目9番地
申請代理人 行政書士 行政 太郎
電話番号 0564-23-6196

(注) 行政書士による代理申請の場合に記入

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	○△花子	55歳	農業	××市××町3丁目3番33号
譲受人	□×太郎	66歳	農業	××市××町5丁目5番55号

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 現所有者が登記簿と異なる場合は()内に記載	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
〇〇市〇〇町字××333番	田	田	500	50,000 (100,000/10a)	○△花子 ()		
〃 334番	田	田	1,500	150,000 (100,000/10a)	○△花子 ()		
〃 505番	畑	畑	300	15,000 (50,000/10a)	(○△秀吉)		
以下余白				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
計	田		2,000				
	畑		300				

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

当事者	権利移転の事由
譲渡人	譲渡人の事由を、できるだけ詳細に記載してください
譲受人	譲受人の事由を、できるだけ詳細に記載してください

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の種類	所有権
権利を移転し、又は設定しようとする時期	許可日又は令和 年 月 日
土地の引き渡しをしようとする時期	許可日又は令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日から 年
備考	

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、備考欄に水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

譲受人の状況について記載してください

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 **権利を取得しようとする者又はその世帯員等**が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所 有 地	\	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	4,000	2,800	1,200		0
貸付地	0				0	
地	\	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	なし				

所 有 地 以 外 の 土 地	\	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	3,500	3,500			0
貸付地	0				0	
地	\	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	なし				

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

譲受人の状況について記載してください

	田	畑		樹園地		採放草地	合計
作付(予定)作物	水稻	野菜					
権利取得後の面積(m ²)	8,300	1,500					9,800

※「別紙営農計画書」とおり」としても可

(2) 大農機具又は家畜

申請地を含んだ面積を記載してください

種類 数量		トラクター	田植え機	コンバイン		
確保しているもの	所有	2台	2台			
	リース			1台		
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有					
	リース			1台		
						〇〇農業共同組合から資金を借り入れ

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。
- 「確保しているもの」、「導入予定のもの」のそれぞれについて所有又はリースの別に該当欄に記入してください。

(3) 農作業に従事する者

①は譲受人の内容を、②③は該当する内容を記載してください

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況		
農作業暦 40年	農業技術修学暦 3年	その他 ()
② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2人 (農作業経験の状況: 妻35年、子10年)	
	増員予定: 1人 (農作業経験の状況: オペレータ見習いとして農業高校卒業者を採用予定)	
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 130人 (農作業経験の状況: 主に花木出荷作業3~5年の経験者)	
	増員予定: (農作業経験の状況:)	

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	平均時間
5 km	自動車・自転車・徒歩 (10) 分

(記載要領)

- 平均時間の「自動車・自転車・徒歩」には、該当する欄に○印を記入してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容等

信託契約の有・無	信託契約の内容 (信託契約が有の場合のみ記載して下さい。)
有 ・ 無	

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 **権利を取得しようとする者又はその世帯員等**のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

	常時従事者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
世帯員等	ア <input type="checkbox"/> × 太郎	66歳	農業	本人	300日
	イ <input type="checkbox"/> × ウメ子	60歳	農業	妻	200日
	ウ <input type="checkbox"/> × 小次郎	35歳	農業	子	150日
	エ	※農業に常時従事していない世帯員については記載不要です			

(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間		← →											
その者が農作業に常時従事する期間	ア	← →											
	イ	← →			← →								
	ウ					← →							
	エ												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

(例)

取得する他の周囲は水稲地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をします。

周辺地域の取り決めに遵守し、耕作を行いますので周辺の農地に悪影響は及ぼしません。